



賃金支払の原則

**【毎月1回・現金で支払う】**

**【賃金支払いには5つのルールがあります】**

- ① 現金で支払う
- ② 直接本人に支払う
- ③ 全額支払う
- ④ 毎月1回以上支払う
- ⑤ 一定期日に支払う

賃金支払いには上記5つの原則があります。従業員の生活上の不安を防ぎ、定期的な収入を確保するために労働基準法で決められたものです。

したがって、例えば年棒制賃金であってもまとめて年に1回支払うということはできません。月給者と同じように毎月〇日に支払う、と決めて支給する必要があります。

**【給料から勝手に引くことはできません】**

所得税や社会保険料など法律で決められたものは給料から引いてよいことになっています。また欠勤・遅刻・早退など働かなかった時間分の賃金を減額することも認められています(ノーワーク・ノーペイの原則)。

一方、旅行積立金や食事代を給料から勝手に引くことはできません。ただし、会社と従業員の代表者が労使協定を結べば引くことができます。

会社の物品を壊した場合などに、従業員に損害賠償請求をすることがありますが、この場合も勝手に給料から引くことはできず、同意が必要です。

**【家族の銀行口座に振り込んではいけません】**

賃金は現金で支払うことが決められています。ただし、従業員本人が希望しているなど、一定の要件のもと、銀行口座に振り込むことは認められています。現在では主流となっている支払方法ですが、この場合も直接本人に支払うことが義務付けられています。本人が希望したとしても家族名義の銀行口座に振り込むことはできません。

**賃金支払いの5原則**

『I・現金払いの法則』

振り込む場合の要件

- ① 従業員に署名で同意を得る
- ② 従業員の指定する本人名義の預金通帳口座へ振り込む
- ③ 賃金の全額が所定の支払日午前10時までに払い戻しが出来るように入金する

『一定期日払いの原則』

今月は25日、翌月は20日というような支払いは認められない(支払期日は厳守)

『全額払いの原則』

税金・保険料以外を勝手に引くことはできない

\*全額払いの例外

- ① 所得税・社会保険料など法律定められたもの
- ② 会社と従業員の間で労使協定を結んでいる場合(社宅料、物品の代金など)

\*以下のものは違反にあたらない

- ① 欠勤・遅刻・早退など労働していなかった時間について賃金を支払わないこと
- ② 賃金の一部について前払いしたときその分を差し引くこと

『直接払いの原則』

- ① 直接従業員本人に支払う
- ② 他人を介して支払ったり、従業員の代理人に支払ったりすることはできない
- ③ 未成年者であっても親権者が変わって受け取ることはできない(病気等の場合は支払える)

『毎月1回以上の原則』

年棒制であっても毎月〇日と決めて支払う

**\$ 直近の経済情報 \$**

日経平均株価	29,346.00 円
金価格(g)買値	6,576 円
Pt価格(g)買値	4,497 円
ドル円相場	109.838円

※ 2021年3月30日集計時点 《東京貴金属調べ》